

高南「教育権」訴訟終結と

「教育行政オンブズマン－高南ネット」結成について(報告と課題)

2005(平成17)年1月8日
高南「教育権」訴訟を支える会事務局

2001年8月30日の突然の統廃合案発表から2005年の今日まで、私たちは不法・不当な大阪府と府教育委員会の廃校決定に対して、一日としてやむことのない抗議の声と行動でその撤回を求め、かつ廃校決定の不当性を徹底的に追及してきました。

高南廃校反対運動は、昨年9月10日の大阪地裁判決で、確かにひとつの区切りを迎えましたが、それは私たちの運動の終わりではなく、準備を重ねて本日開催されたこの「新春のつどい」にこめられた一人ひとりの思いと決意は、この日が、府民の声を無視し、子どもの最善の利益を省みようとする大阪府と府教育委員会に対する新たな運動の始まりとその契機でもあることをも物語っています。

高南「教育権」訴訟を支える会事務局から、先ずこれまでの運動を振り返り、「教育行政オンブズマン－高南ネット」結成至る経過と今後の課題についてご報告したいと思います。

1. 2001年8月30日、府教育委員会は、高南関係者に事前の一切の協議もなく、突如として、島上高校との統廃合案を発表しました。その理由は、高槻南高校にとって、どれ一つとして当てはまるものがなく、学校関係者への事前の協議も合意もない不法で不当なものでした。それはまた府教委自身が発表した教育改革プログラムの掲げた目標にも反したものでした。
2. これに対し、高槻市はもとより、2学区と大阪府全域にわたり急速な反対運動がひろがりました。生徒会を中心にPTA、教職員、広範な市民も立ち上がり、その違法・不当性のゆえに、わずか2ヵ月半で、16万数千の高南廃校反対署名が結集されるなど、この運動はこれまでの教育運動でも例のない規模の廃校反対運動となりました。
3. しかしながら、地元与党政治家や一部教員団体と癒着談合した府教委は、私たちの要望や要求を一切無視して2001年11月16日の府教育委員会会議で不当にも廃校決定を強行しました。その後、私たちは、「高槻南高校

の存続と発展」をめざすことを目標に「高南応援団」を結成し、平成14年1月10日、34名の保護者の賛同を得て、行政不服審査法に基づき、廃校(募集停止)処分の取り消しを求めました。しかし、府教委は、その申し立ての中で出された「廃校決定の不当性」を主張する論拠や批判に対して、何一つ反論、説明、回答を行うことなく「不適法であるのでこれを却下する」(平成14年2月22日)とする門前払いの決定通告をおこなったのです。

4. これに対し、高南応援団は、2002年12月まで市議会要請や府議会請願、府教委の行政文書の2回にわたる情報公開請求や公開質問状に取り組みました。情報公開請求への非公開決定に対しても、行政不服審査法による「異議申し立て」を行い、大阪府情報公開審査会答申を(2003年11月15日)をえました。

生徒たちは2002年10月24日、大阪弁護士会への「人権救済申し立て」にとりくみ、527名の申し立てを実現しました。こうして04年3月29日、大阪弁護士会長名で「要望書」が、府教委などに送付されることとなったのです。

5. 大阪弁護士会の「要望書」では、「平成13年8月30日になされた実施対象校(案)の公表以前には、生徒らの意見は聴取されておりません。また、その公表は、最も影響を受ける当事者である在校生やその保護者らへの直接の説明よりもマスコミによる報道が先行し、在校生、保護者、地域住民らに大きな衝撃を与えるものでした。また、公表後も、生徒らを集めた直接の説明会等は一度も設けられず、在校生および進学希望者、当該高校の関係者、地元住民らに対するアンケート調査等も全くなされておられません。」とのべられています。

この「要望書」の事実認定は、生徒が請求する「人権侵害」とする認定はおこなわなかったものの、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、私たちの提訴理由となった事実の存在を認めたものです。

大阪府情報公開審査会答申でも、「府立高校の再編整備のような社会的影響の大きな重要施策の推進に際しては、そこに広く府民の意見を反映していくためにも、意思形成過程の情報を記録した文書を適切に作成、保存するとともに、これを可能な限り広く公開することが求められているものと考えられる。今後の再編整備の推進に当っては、府として府民に説明する責務(条例前文)を全うし、府民の府政への参加を推進(条例第1条)していく上で必要となる文書の作成・保存についても、十分配慮されるよう望むものである。」として、大阪府と府教育委員会の独断的、恣意的、かつ違法・不当な行政決定を厳に戒めていました。

6 . 大阪府議会は2002年12月、私たちの請願要求を無視して、高槻南高校を廃校とする条例改正を強行しました。事ここに至って、私たちは裁判提訴を決意し、生徒、保護者にひろく呼びかけ、生徒会、PTAの活動を基礎に、2003年3月28日、59名の原告と121名の共同親権者の署名賛同を得て、大阪地裁に大阪府と府知事を相手どって、廃校取り消しと損害賠償等を求める裁判を起こすに至りました。この提訴は、規模・内容共に近代教育史上に例のない公立高校廃校取消訴訟となりました。

7 . この提訴にあたり、8人の常任弁護士を中心に、総勢29名の弁護士の皆さんが支援し、こたえてくれました。とりわけ常任弁護団には、私たちと原告の思いをしっかりと受けとめていただき、提訴以来1年半、8回の公判を親身になって、敢然たたかい抜いていただきました。原告となった生徒、OBの皆さんも、それぞれ勉強や受験、それぞれの課題を抱えながらも、積極的に法廷に立ち、廃校決定の不当性を訴え、追及してきました。支える会事務局や支援をする父母・教職員・市民のみなさんの連携もすみ、提訴以来の法廷への傍聴・集会参加等も750名に及びました。大阪地裁への請願署名も1万筆の結集をえました。私たちの訴えを支持し、府教委らの行為を「違法」とする、日本教育行政学会元会長の意見書も裁判所に提出されました。さらにこの間、多くの人たちから多額の募金、裁判支援教育基金も寄せられました。

この間、2001年廃校決定当時の生徒会・PTA関係者を中核とした運動の体制と結束を基本的に維持し、さらに組織の枠を超え、これによらない教職員、府市民の新たな支援の広がりをつくりながら、裁判闘争を展開できたことは私どもにとり大きな確信となりました。

8 . 3月31日の第6回公判では、地裁大法廷において全一日の審理が行なわれ、原告側最終準備書面と原告側証人、代理人によって、府教委と府教委側証人佐々木敏彦参事に対する厳しい追及が行なわれ、廃校決定とその手続きの違法・不当性は否定しがたいものとなりました。

ところが、すべての証拠調べが終わった翌日の4月1日付で、これまで公判の訴訟指揮をしてきた裁判長が、他に所属代えとなり、別の裁判長によって判決文が準備されるという異常な事態となりました。

このような中で出された2004年9月10日の大阪地裁判決は、別紙の弁護団見解や支える会の「声明」等に見られるように、憲法・教育基本法、子どもの権利条約の理念や条文、上記5 . で示した大阪弁護士会「要望書」や大阪府情報公開審査会答申をも否定し去るような不当な判決内容となりました。

9. 私たちは、判決後、原告及び共同親権者の皆さん、弁護団の皆さんと慎重かつ綿密な協議を重ねた結果、9月24日、今後は、司法の場ではなく、「国民世論」の場で府教育行政の閉鎖性と非民主性を追及したたかう方向を決定しました。以来、今日まで、新たな運動の展開に向けた準備を重ねてまいりました。岩波書店発行の雑誌『世界』創刊60周年記念号(1月号)における9ページに及ぶ原告生徒らの座談会掲載とその内容は、新たな運動展開への意欲と気概を原告ら自らが示したものです。

10月24日には、この3年間の高槻南高等学校の廃校反対運動や高南「教育権」訴訟の成果と教訓、到達を踏まえ、生徒や父母、地域住民のことをまったく考えようとしない府教育委員会や府教育委員など姿勢を糺(ただ)し、教育の発展を真剣に考え、子どもや府民の立場に立つ教育委員会制度と教育行政を実現することをめざし、事務局メンバーを中心に「教育行政オンブズマン—高南ネット」を結成し、皆さんに参加を呼びかけました。その目標は以下の通りです。

教育委員会及び同事務局の教育施策や裁量行政への監視を強め、教育委員会制度の民主化をすすめる。さらに住民自治・子ども主権の観点から府民への啓発と展開にも努める。

真に開かれた学校と教育行政を実現するために、教育委員会など教育行政関連機関の行政文書の情報公開などをすすめる。

子どもの権利条約の理念と原則を教育行政に実現するため、教育諸施策を監視し、かつ子ども青年のとりくみを励まし支援する。

一つひとつの教育諸施策への監視と点検、税金の無駄遣い、府有の教育財産・校地跡地の開発・処分などについても、学校行政への監視と要求行動を強める。

上4つの目的を実現するための政策提言やその実現のための諸活動をすすめる。

10. 本日の、この裁判終結と「高南ネット」結成記念のつどいを契機に、私たち高槻南高校廃校反対運動に携わってきたすべての関係者が、運動を通じて幾度となく確認してきたもの=高南の中でつねに大切にされてきた教育的価値と伝統を、これからの府立高校教育の中に生かし、継承発展させるために、引き続き奮闘する決意を新たにしたいものだと考えます。

最後に当たり、本日のつどい参加者のみなさんに「教育行政オンブズマン—高南ネット」への参加と結集を呼びかけ報告とします。 